

がっこう よぼう かんせんしやう しゆるい しゅつせきていしきかん
 <学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間について>

	かんせんしやうめい 感染症名	しゅつせきていしきかん 出席停止期間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る) 	治ゆするまで
	かんせんしやうめい 感染症名	しゅつせきていしきかん 出席停止期間
第2種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	かんせんしやうめい 感染症名	しゅつせきていしきかん 出席停止期間
第3種	<ul style="list-style-type: none"> コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 	病状により、学校医その他の医師により感染のおそれがないと認められるまで
	<その他の感染症> <ul style="list-style-type: none"> マイコプラズマ肺炎 手足口病 伝染性紅斑 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 溶連菌感染症 など 	

インフルエンザによる出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間は学校保健安全法で下記のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

早く熱が下がっても、他の人に感染させる可能性があるため、自己判断で登校はできません。

出席停止期間 例

例1) 発症後2日目に解熱した場合



解熱後3日目でも、発症5日以内なので登校はできません！

例2) 発症後4日目に解熱した場合



インフルエンザの場合は、例を参考に家庭で静養してください。不明な場合は、主治医と御相談ください。無理に登校すれば、感染拡大の恐ればかりでなく、お子様の体にも負担がかかります。無理をせずしっかり休養してください。



発症後6日目でも、解熱後2日以内なので登校はできません！

※ インフルエンザ罹患後、登校する際には「治癒報告書」が必要となります。学校からお渡しした用紙もしくはホームページからダウンロードした用紙を御記入の上担任へ提出してください。